

## 大分県環境審議会温泉部会内規（抜粋）

（審議基準）

第8条 温泉ゆう出目的の土地掘削、増掘及び動力装置等の許可申請の審議は公益上必要とする場合を除き、次の各号により審議する。

- (1) 温泉ゆう出目的の土地掘削は、既設泉から60m（噴気、沸騰泉からは150m）以内の地点では認めない。ただし、温泉を継続して採取し、かつ、利用するために湧出口から1m（噴気、沸騰泉の場合は5m）以内の地点、若しくは公共事業等でやむを得ない理由により適当と認められる地点に代替の掘削をする場合は、この限りでない。
- (2) 増掘は、原則として温泉を継続して採取し、かつ、利用する場合のほかは認めない。
- (3) 掘削または増掘する場合の埋設管の口径は、次の基準とする。

温泉口の区分	使用目的	埋設管の口径
温 泉	公共浴用の場合	内径50mm以内（50A以内）
	自家浴用の場合	内径40mm以内（40A以内）
噴気・沸騰泉	—	内径80mm以内（80A以内）

- (4) 動力装置は、静止水頭が地下でなければ設置できないものとし、その基準は次のとおりとする。

イ 一口あたり揚湯量は、毎分50以内とする。

ロ エア・リフトポンプの使用動力は、次のとおりとする。

静止水頭の位置	使用動力
地下 8m未満	200W（4分の1馬力）
地下 8m以上20m未満	400W（2分の1馬力）
地下20m以上30m未満	750W（1馬力）
地下30m以上	個々に審議する

ハ 水中ポンプ等の特殊ポンプは、付近泉源の温泉採取状況、申請に係る温泉利用計画及び温泉熱水の賦存状況を勘案のうえ、他泉源に対し著しい影響がないと想定される場合に限り設置を認める。

- (5) 地熱発電目的の土地の掘削または増掘は、前4号の規定によらず、別表1により審議する。
- (6) やむを得ない事由により(3)(4)(5)の基準を超える申請または、特殊な温泉利用を予定する申請については、前5号の規定によらず、審議することができる。ただし、温泉源保護のために必要があると認めるときは、温泉湧出量の制限等の条件を付すこととする。

（地域の指定）

第9条 泉源保護のため、別表2及び別図のとおり特別保護地域及び保護地域を定め、掘削許可の審議については、公益上必要とする場合を除き、前条第1号の規定にかかわらず次の各号により行う。

- (1) 特別保護地域にあっては、掘削を認めない。
  - (2) 保護地域の掘削については、別表2に定めるところによる。
- 2 前条第1号ただし書の規定は、前項の掘削について準用する。

## 附 則

- 1 この内規は、平成 4年 4月 1日から施行する。
- 2 大分県温泉審議会運営規程は、廃止する。
- 3 この内規は、平成 9年 7月 1日から施行する。
- 4 この内規は、平成10年 7月 1日から施行する。
- 5 この内規は、平成12年 6月13日から施行する。
- 6 この内規は、平成13年 1月 1日から施行する。
- 7 この内規は、平成13年 6月18日から施行する。
- 8 この内規は、平成15年 6月27日から施行する。
- 9 この内規は、平成18年 4月 1日から施行する。
- 10 この内規は、平成26年10月 1日から施行する。

## 別表 1

### 1 口径80A以内で大深度の掘削、増掘を行う場合

#### (1) 事前調査

以下の各項を示し、温泉法第4条第1号及び第3号に該当しないことを説明すること。

- ①地熱開発計画を明らかにし、地熱開発計画と温泉資源の関係性を示すこと。
- ②掘削予定地点と既存泉の距離を測定し、150m以上離れていること。
- ③開発計画が温泉資源に与える影響を把握するため、温泉資源への必要な調査を行うこと。
- ④地熱開発地域で説明会等を行うこと。

※大深度とは周辺の浴用利用の温泉から100m以上掘削深度が増加するものをいう。

※①は、近隣でNEDO等による地熱資源調査が行われている場合、その調査結果を用いることができる。

#### (2) モニタリング調査

以下の各項の実施について、許可申請時に書面をもって誓約すること。

- ①噴出試験を行い、温泉資源の保護を図るため必要な影響調査を実施すること。
- ②生産開始後も温泉資源の保護を図るため、継続して影響調査を実施すること。
- ③ゆう出量の減少など、温泉源への影響の兆候が認められた場合、温泉の採取を停止、または制限し、資源の回復が認められない場合は温泉を埋め戻すこと。

#### (3) 還元井の検討

以下について、許可申請時に書面をもって誓約すること。

- ・温泉資源の保護及び周辺環境の保全のために必要な措置を講じること。

### 2 口径80A超150A以内で掘削、増掘を行う場合

#### (1) 事前調査

以下の各項を示し、温泉法第4条第1号及び第3号に該当しないことを説明すること。

- ①地熱開発計画を明らかにし、地熱開発計画と温泉資源の関係性を示すこと。
- ②掘削予定地点と既存泉の距離を測定し、300m以上離れていることを示すこと。
- ③開発計画が温泉資源に与える影響を把握するため、温泉資源への必要な調査を行うこと。

※代替掘削による口径変更は認めない。

※①は、近隣でNEDO等による地熱資源調査が行われている場合、その調査結果を用いることができる。

#### (2) モニタリング調査

以下の各項の実施について、許可申請時に書面をもって誓約すること。

- ①噴出試験を行い、温泉資源の保護を図るため必要な影響調査を実施すること。
- ②生産開始後も温泉資源の保護を図るため、継続して影響調査を実施すること。
- ③ゆう出量の減少など、温泉源への影響の兆候が認められた場合、温泉の採取を停止、または制限し、資源の回復が認められない場合は温泉を埋め戻すこと。

#### (3) 還元井の検討

以下について、許可申請時に書面をもって誓約すること。

- ・温泉資源の保護及び周辺環境の保全のために必要な措置を講じること。

#### (4) 地元説明

以下について、許可申請時に書面をもって誓約すること。

- ・地熱開発地域で説明会等を行うこと。

### 3 前1, 2の区分に当てはまらない掘削を行う場合

#### (1) 事前調査

#### (2) モニタリング調査

#### (3) 還元井の検討

#### (4) 地元説明

(1)～(4)について説明、誓約する資料等を提出し、第8条(6)で審議する。

## 地熱発電を目的とした温泉掘削許可申請（口径80A以内、大深度掘削）の 添付書類について

大分県環境審議会温泉部会内規第8条（5）の別表1の1に該当する、地熱発電目的の土地の掘削及び増掘（以下「掘削」とする。）については、通常の温泉掘削許可申請で求める添付書類のほかに、温泉法及び大分県温泉法施行条例の施行に関する規則第2条第2項第12号で定める、「その他知事が必要と認める書類」として以下の書類が必要となります。

### （1）地熱構造モデル図、地熱流体流動モデル図

口径が80A以内で、付近の浴用温泉から100m以上深く掘削する場合は、掘削地点や掘削深度を決定した根拠となる資料（地熱構造モデル図、地熱流体流動モデル図）を提出すること。

### （2）発電事業計画書（資金計画書、設備認定を含む）

資金計画を含む事業計画書を提出すること。固定価格買取制度の設備認定に係る書類（認定見込み）も提出すること。

### （3）事前調査報告書

地熱発電を目的とした温泉掘削では、事前、事後の影響調査（モニタリング）が必要です。モニタリングの基礎となる複数の源泉の調査を行い、調査結果を提出すること。

### （4）噴出試験の影響調査（モニタリング）計画書

地熱発電に利用する温泉を掘削した場合は、必ず噴出試験を一定期間行い、付近泉の影響を確認するための影響調査計画書を作成し提出すること。

### （5）生産開始後の影響調査（モニタリング）計画書

生産開始後も付近泉の影響を確認するため、定期的な影響調査を行う計画書を作成し提出すること。

### （6）地元説明に関する状況説明書

付近の源泉所有者や自治区に対し、温泉掘削を含む発電事業計画を説明した地元説明状況報告書を提出すること。（同意書も可とする。）

### （7）排水計画書及び還元井の設置計画書

温泉資源の保護と周辺環境の保全のため、利用しない熱水の排水計画や地中への還元について計画書を作成し提出すること。還元井を設置しない場合は、設置しない理由書を提出すること。

### （8）誓約書

噴出試験期間中や生産開始後に（4）（5）の計画書で定めたモニタリングを行い、噴出試験については試験終了後（4）の計画で定めた時期までに、生産開始後は毎年、（5）の計画で定めた時期までにモニタリング調査結果の状況報告として提出することを誓約した書類を提出すること。

あわせて、モニタリングの結果、ゆう出量の減少など温泉源への影響の兆候が認められた場合、温泉の採取を停止または制限し、資源の回復が見られない場合に生産井を埋孔することを誓約した書類を提出すること。

## 地熱発電を目的とした温泉掘削許可申請（口径80A超150A以内）の 添付書類について

大分県環境審議会温泉部会内規第8条（5）の別表1の2に該当する、地熱発電目的の土地の掘削及び増掘（以下「掘削」とする。）については、通常の温泉掘削許可申請で求める添付書類のほかに、温泉法及び大分県温泉法施行条例の施行に関する規則第2条第2項第12号で定める、「その他知事が必要と認める書類」として以下の書類が必要となります。

なお、口径80A超150A以内で掘削を行う場合は、試験井の掘削と噴出試験の実施が必須となります。

### 1 試験井の掘削許可に必要な添付書類

#### （1）地熱構造モデル図、地熱流体流動モデル図

口径が80A超150A以内の掘削を行う場合は、掘削地点や掘削深度を決定した根拠となる資料（地熱構造モデル図、地熱流体流動モデル図）を提出すること。

#### （2）発電事業計画書（資金計画書、設備認定を含む）

資金計画を含む事業計画書を提出すること。固定価格買取制度の設備認定に係る書類（認定見込み）も提出すること。

#### （3）付近見取図

口径80A超150A以内の試験井を掘削する場合は、半径1km以内の付近泉と掘削予定位置の関係を示す付近見取図を提出すること。

#### （4）事前調査報告書

地熱発電を目的とした温泉掘削では、事前、事後の影響調査（モニタリング）が必要です。モニタリングの基礎となる複数の源泉の調査を行い、調査結果を提出すること。

#### （5）試験井の影響調査（モニタリング）計画書

試験井掘削後に必ず噴出試験を一定期間行い、付近泉の影響を確認するための影響調査計画書（噴気試験）を作成し提出すること。

#### （6）誓約書

試験井での噴出試験期間中に1（5）の計画書で定めた付近泉のモニタリング調査を行い、計画書で定めた時期までに、影響調査報告書（噴気試験）として提出することを誓約した書類を提出すること。

あわせて、モニタリングの結果、ゆう出量の減少など温泉源への影響の兆候が認められた場合、温泉の採取を停止または制限し、資源の回復が見られない場合に調査井を埋孔することを誓約した書類を提出すること。

※噴出試験終了後は試験井を埋孔することが許可条件として付されますが、試験井での噴出試験影響調査結果で温泉源への影響が見られない場合は、新たに生産井としての掘削許可を得ることで生産井への転用が認められます。

### 2 生産井の掘削許可（転用許可）を得るために必要な添付書類

#### （1）試験井の影響調査（モニタリング）報告書

温泉源への影響がないことを確認するため、1（5）で計画した試験井のモニタ

- リング結果報告書を提出すること。
- (2) **生産井の影響調査（モニタリング）計画書**  
試験井を生産井に転用する場合、付近泉の影響を確認するため、生産開始後も定期的なモニタリングを行う計画書を作成し提出すること。
- (3) **地元説明に関する状況説明書**  
付近の源泉所有者や自治区等に対し、試験井のモニタリング結果及び温泉掘削を含む地熱発電事業計画を説明した地元説明状況報告書を提出すること。（同意書も可とする。）
- (4) **水質の分析結果**  
試験井の掘削で噴出した熱水の水質分析を行い、結果書を提出すること。
- (5) **排水計画書及び還元井の設置計画書**  
温泉資源の保護と周辺環境の保全のため、利用しない熱水の排水計画や地中への還元について計画書を作成し提出すること。還元井を設置しない場合は、設置しない理由書を提出すること。
- (6) **誓約書**  
生産開始後に2の(2)で定めた定期的なモニタリング調査を行い、計画書で定めた時期までに、モニタリング結果報告書として提出することを誓約した書類を提出すること。  
あわせて、モニタリングの結果、ゆう出量の減少など温泉源への影響の兆候が認められた場合、温泉の採取を停止または制限し、資源の回復が見られない場合に生産井を埋孔することを誓約した書類を提出すること。